

議案第 53 号

伊勢市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

伊勢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように
提出する。

令和 7 年 2 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

伊勢市条例第 号

伊勢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

伊勢市消防団員等公務災害補償条例（平成17年伊勢市条例第209号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「9,100円」を「9,700円」に改め、同号ただし書中「1万4,200円」を「1万4,500円」に改め、同条第3項中「又は第3号から第6号までのいずれか」を削り、「217円」を「100円」に、「333円」を「383円」を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円」に改め、同条第4項中「（以下この項において「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改める。

第19条の見出し中「制度」を「制限」に改める。

別表団長及び副団長の項中「12,500円」を「12,900円」に、「13,350円」を「13,700円」に、「14,200円」を「14,500円」に改め、同表分団長及び副分団長の項中「10,800円」を「11,300円」に、「11,650円」を「12,100円」に、「12,500円」を「12,900円」に改め、同表部長、班長及び団員の項中「9,100円」を「9,700円」に、「9,950円」を「10,500円」に、「10,800円」を「11,300円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第19条の見出しの改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の伊勢市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた伊勢市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべ

き事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

（説 明）

これは、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、補償基礎額の引上げ及び扶養に係る補償基礎額の加算額の改定を行うとともに、その他規定の整備を行うため、条例を改正しようとするものである。

(参考)

改正後	改正前
<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 略</p> <p>第2章 損害補償</p> <p>(損害補償の種類)</p> <p>第4条 この条例による損害補償の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 傷病補償年金</p> <p>(4) 障害補償</p> <p>ア 障害補償年金</p> <p>イ 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 遺族補償</p> <p>ア 遺族補償年金</p> <p>イ 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 前条に規定する損害補償(以下「損害補償」という。)は、療養補償及び介護補償を除き、補償基礎額を基礎として行う。</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日(以下「事故発生日」という。)において当該団員が属していた階級及び当該階級に任命された日からの勤務年数に応じて別表に定める額とする。</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者(以下「消防作業従事者等」という。)が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 略</p> <p>第2章 損害補償</p> <p>(損害補償の種類)</p> <p>第4条 この条例による損害補償の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 傷病補償年金</p> <p>(4) 障害補償</p> <p>ア 障害補償年金</p> <p>イ 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 遺族補償</p> <p>ア 遺族補償年金</p> <p>イ 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 前条に規定する損害補償(以下「損害補償」という。)は、療養補償及び介護補償を除き、補償基礎額を基礎として行う。</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日(以下「事故発生日」という。)において当該団員が属していた階級及び当該階級に任命された日からの勤務年数に応じて別表に定める額とする。</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者(以下「消防作業従事者等」という。)が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若</p>

しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、9,700円とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、1万4,500円を超えない範囲内において、これを増額した額とすることができる。

3 次の各号のいずれかに該当する者で、団員又は消防作業従事者等(以下「団員等」という。)の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については1人につき100円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

(1) 配偶者(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)

(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(4) 60歳以上の父母及び祖父母

(5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(6) 重度心身障害者

4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる団員等については、前項の規定にかかわらず、167円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とする。

第6条～第18条の2 略

(損害補償の制限)

第19条 団員等が、故意の犯罪行為若しくは

しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、9,100円とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、1万4,200円を超えない範囲内において、これを増額した額とすることができる。

3 次の各号のいずれかに該当する者で、団員又は消防作業従事者等(以下「団員等」という。)の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある団員等については、前項の規定による金額に、第1号又は第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき333円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

(1) 配偶者(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)

(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(4) 60歳以上の父母及び祖父母

(5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(6) 重度心身障害者

4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下この項において「特定期間」という。)にある子がいる団員等については、前項の規定にかかわらず、167円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とする。

第6条～第18条の2 略

(損害補償の制度)

第19条 団員等が、故意の犯罪行為若しくは

重大な過失により、又は正当な理由がなくて療養に関する指示に従わないことにより、公務、消防作業等若しくは救急業務又は応急措置の業務に係る負傷、疾病、障害若しくは死亡若しくはこれらの原因となった事故を生じさせ、又は公務、消防作業等若しくは救急業務又は応急措置の業務に係る負傷、疾病若しくは障害の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げたときは、市は、損害補償の全部又は一部を行わないことができる。

第19条の2～第25条 略

第3章 雑則

第26条～第29条 略

別表 補償基礎額表(第5条関係)

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
団長及び副団長	<u>12,900円</u>	<u>13,700円</u>	<u>14,500円</u>
分団長及び副分団長	<u>11,300円</u>	<u>12,100円</u>	<u>12,900円</u>
部長、班長及び団員	<u>9,700円</u>	<u>10,500円</u>	<u>11,300円</u>

備考 略

重大な過失により、又は正当な理由がなくて療養に関する指示に従わないことにより、公務、消防作業等若しくは救急業務又は応急措置の業務に係る負傷、疾病、障害若しくは死亡若しくはこれらの原因となった事故を生じさせ、又は公務、消防作業等若しくは救急業務又は応急措置の業務に係る負傷、疾病若しくは障害の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げたときは、市は、損害補償の全部又は一部を行わないことができる。

第19条の2～第25条 略

第3章 雑則

第26条～第29条 略

別表 補償基礎額表(第5条関係)

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
団長及び副団長	<u>12,500円</u>	<u>13,350円</u>	<u>14,200円</u>
分団長及び副分団長	<u>10,800円</u>	<u>11,650円</u>	<u>12,500円</u>
部長、班長及び団員	<u>9,100円</u>	<u>9,950円</u>	<u>10,800円</u>

備考 略